

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対処方針について

沖縄県「まん延防止等重点措置」が、発令され1月9日から1月31日までの期間と設定されました。

それに伴い多良間村におきましても、感染対策の強化を図る観点から、次のとおりご協力をお願いします。

記

- 1 島外との不要不急の往来、島外からの来島は自粛して下さい。
- 2 どうしても必要な往来・来島の際は、感染対策を徹底し、来島後は村民との会食は控えて下さい。
- 3 会食は、少人数かつ短時間で実施し、感染対策がされていない飲食店の利用は控えて下さい。
- 4 感染拡大防止のための、マスク着用、こまめな手洗い、3密を回避した行動をお願いします。

これまでの皆様のご協力に感謝申し上げ、今後とも多良間村に「コロナウイルスを持ち込まない、持ち込ませない、拡大させない」を徹底して下さいますようお願いいたします。

令和4年1月9日

多良間村長 伊良皆 光夫